

## 平成21年度第1回我孫子市福祉有償運送運営協議会会議録

開催日時 平成21年9月18日(金) 13:30~14:30  
開催場所 議会棟第1委員会室  
出席者 10人  
出席法人 7法人  
事務局 4人  
関係職員 3人  
公開の状況 公開  
傍聴者 0人

### <会議の概要>

#### ○健康福祉部長あいさつ

この4月に委員の改選を行い、今回は新しい委員による第1回目の会議になります。よろしく申し上げます。

我孫子市では「安心して快適な都市環境の整備」を図るため、あびバスの運行、道路や駅のバリアフリー化など、様々な事業を行っています。この福祉有償運送事業につきましても、鉄道やタクシーなどの公共交通機関を補完する事業として、市民の皆さんへのきめ細かい移動手段を確保するサービスを行う重要な事業と考えております。

委員の皆様におかれましては、この事業に関する協議を通して、高齢者の方、障害のある方が暮らしやすい街としていくことにお力をお貸しいただきたいと思っております。

#### ○運営協議会の成立要件報告

協議会委員数10名に対し、9名の出席があり、過半数の出席を認めたため会議が成立したことを報告。(その後、1名の出席があった)

#### ○自己紹介(委員及び事務局)

○会長、副会長の選出

会 長：鈴木委員（設置要綱第5条第2項により）

副会長：福田委員（委員互選により）

## 【議 事】

### 1 事務局より

福祉有償運送全般、福祉有償運送運営協議会の役割等について説明

### 2 平成20年度及び21年4～7月の輸送実績の報告について

事務局から、出席法人より提出された資料に基づき平成20年度上半期の輸送実績を報告。

<質疑応答>

(委員) デイサービスホームほがらかの車両数は2台であるが、会員は2人となっている。これはどういうことか。

(デイサービスホームほがらか) 柏市に事務所があり、我孫子市の会員は1人ということである。柏市在住の会員がいる。

(委員) つくばね会の利用実人数が2人なのに利用回数が30数回と多いようだが、どういう理由によるものか。

(つくばね会) 2人のうち1名が平日の毎日、通院で利用しているため、多くなっている。

(委員) 協議会の協議事項として、「各法人より運行管理体制及び事故報告書について協議する」とあるが、今回事故報告書の報告がないということは事故がなかったととらえていいか。

(事務局) 事故の報告はあがってきていない。

(委員) もし、事故があった場合はこの報告書のどこに記載すべきなのか。

(事務局) 備考欄に「月内での車両数の変動やその他特記事項を記入する」となっているのですが、そこに書くことになると思う。

(千葉運輸支局) もし事故があった場合、自動車事故報告規則第3条に定められた様式(自動車事故報告規則第3条様式・別紙)を千葉運輸支局に提出することになっている。また、毎年5月31日までに運輸支局に提出する旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2に定められた報告書様式にも事故について書く欄がある。

(会長) もしそのようなことがあった場合、協議会にどう報告するか、事務局で統一した対応をお願いしたい。

(事務局) 移送中に事故が起こった場合は、千葉運輸支局に提出する事故報告書の写しをすみやかに事務局にも提出していただきたい。

(委員) 社会福祉協議会で運送ボランティアを募集しているが、この事業のことか。

(社会福祉協議会) この事業である。

(委員) ボランティアの方にはどのような資格が必要か。

(社会福祉協議会) 国で定められた研修を修了している。現在約60人が登録している。

### 3 福祉有償運送に関する国からの通知について

21年4月以降の通知4件について報告

(1) 「市町村運営福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成21年5月21日付け国自旅第33号)

- ① 運送しようとする旅客の範囲において、「発達障害、自閉症、学習障害」を「自閉症、学習障害など発達障害を有するもの」に変更。
- ② 役員名簿は登録事項証明書により確認できれば不要。
- ③ 様式第6号に「運行管理の責任者の代行者」を追加。代行者は有資格者でなくともよい、とのこと。

(2) 「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について」(平成 21年5月21日付け国自旅第34号)

各運営委員会で定めている独自の基準(ローカルルール)は真にやむを得ないものならば、容認されるが、その合理性については適宜検証を行っていくこと。

(3) 「福祉有償運送に係る運営協議会における協議にあたっての留意点等について」(平成21年5月21日付け国自旅第35号)

① 運送区域について

一つの市町村を超えた広域的な運送の区域を設定することも可能。(我孫子市はあまり関係ない)

② 運送しようとする旅客の範囲について

ア 旅客の範囲を追加する場合は届出のみで足り、運営協議会での承認は必要ない。

イ 要支援者及びその他の障害を有するものについて、運営協議会において妥当性を協議することになっているが、その事例についてまとめた。

③ 複数乗車の必要性について

各地の運営協議会で認められている事例についてまとめた。

④ 旅客から収受する対価について

「タクシーの上限運賃の概ね2分の1範囲内であること」は運送対価の目安であり、上限として定められているものではないことを確認

⑤ 運営協議会に提出される書類について

既存の書類で確認が可能なものであるものはそれを利用し、申請者の負担軽減十分配慮すること。

(4) 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」(平成21年7月22日付け国自旅第83号)

道路運送法施行規則第51条の4第2項に規定する運送の区域について、「自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の

運送をしてはならない」とあるが、「当該運送の形態、それまでの当該旅客に対する運送の実態、当該旅客の居住地の状況など、個別具体の事例を踏まえて総合的に判断し、予め定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認めることとする」ものである。

なお、特例的な輸送を行ったものは報告書を運輸支局長に速やかに報告すること。

<千葉運輸支局から>

(4)の輸送範囲についてはあくまでも特例的な取り扱いであることに留意していただきたい。もし判断に迷うような事例が出てきた場合は、事前に千葉運輸支局までご相談いただきたい。

#### 4 その他(事務局より)

今年度の協議会は年度内にもう1回行う。開催日時は決まり次第連絡したい。

以上